

令和 8 年度 税制改正 要望事項（新設・**拡充**・延長）

（厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課）

項 目 名		事業承継税制に係る特例承継計画の期限延長等	
税 目		相続税 贈与税 租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 から第 70 条の 7 の 8 まで 租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 から第 40 条の 8 の 8 まで 租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 から第 23 条の 12 の 5 まで	
要 望 の 内 容	経営者の高齢化の進展等を鑑み、中小企業の事業承継を一層後押しし、生産性向上・成長を支援する観点から、非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例（法人版事業承継税制）・個人の事業用資産についての納税猶予及び免除（個人版事業承継税制）について、適用期限が到来するまでの間、本税制を最大限活用できるよう、承継計画の申請期限の延長を行うとともに、事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方について検討する。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	－ 百万円 (▲141,000 百万円) (－ 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 経営承継の一層の円滑化により経営者の高齢化や後継者不足を原因とした廃業を減少させることで、技術力やサービス等を含む優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続に繋げ、ひいては地域経済の活力維持・発展を実現する。		
	(2) 施策の必要性 法人版事業承継税制（特例措置）の創設当時（2018 年）には、経営者年齢のピークは 60 代後半であったが、2024 年時点の経営者年齢のピークは 50 代後半になり、なだらかになりつつある。 一定程度事業承継が進展していることが示唆されるものの、物価高やトランプ関税等の不透明な経営環境の中で、制度の期限まで手続や後継者育成が終わらず、未だ事業承継が必要となる 70 代以上の事業者が多く存在している。加えて、今後承継が本格的に必要となる 60 代の層も多く存在している。 このような状況等を踏まえ、適用期限が到来するまでの間、本税制を最大限に活用できるよう、法人版（特例措置）・個人版事業承継税制の承継計画の申請期限の延長を行うことが必要。加えて、事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方について検討が必要。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標4 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標4－1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること																																																										
		政策の達成目標	相続税・贈与税の負担が障害となり円滑な事業承継に取り組めていない中小企業・小規模事業者の経営者について、税負担を軽減することにより円滑かつ早期の事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた地域経済の活性化や雇用の維持を図る。																																																										
		租税特別措置の適用又は延長期間	法人版事業承継税制 （一般措置）期限の定めなし。 （特例措置）令和9年末まで。 個人版事業承継税制 令和10年末まで。																																																										
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ																																																										
		政策目標の達成状況	法人版事業承継税制（特例措置）の創設当時（2018年）には、経営者年齢のピークは60代後半であったが、2024年時点の経営者年齢のピークは50代後半になり、なだらかになりつつある。 一定程度事業承継が進展していることが示唆されるものの、制度の期限まで手続や後継者育成が終わらず、未だ事業承継が必要となる70代以上の事業者が多く存在している。加えて、今後承継が本格的に必要な60代の層も多く存在している。 経営者の年齢割合の変化 <table border="1"><caption>経営者の年齢割合の変化 (推定値)</caption><thead><tr><th>年齢層</th><th>2009年</th><th>2014年</th><th>2019年</th><th>2024年</th></tr></thead><tbody><tr><td>30～34</td><td>0.7%</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>35～39</td><td>2.2%</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>40～44</td><td>5.3%</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>45～49</td><td>9.8%</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>50～54</td><td>14.7%</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>55～59</td><td>15.0%</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>60～64</td><td>14.4%</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>65～69</td><td>12.5%</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>70～74</td><td>10.9%</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>75～79</td><td>8.8%</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>80～</td><td>5.6%</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 法人版事業承継税制は、2018年度の特例措置創設後に急激に活用件数が増加したものの、2020年度～2022年度はコロナ禍の影響で件数が減少した。2023年度は特例承継計画の提出期限の	年齢層	2009年	2014年	2019年	2024年	30～34	0.7%				35～39	2.2%				40～44	5.3%				45～49	9.8%				50～54	14.7%				55～59	15.0%				60～64	14.4%				65～69	12.5%				70～74	10.9%				75～79	8.8%				80～	5.6%	
年齢層	2009年	2014年	2019年	2024年																																																									
30～34	0.7%																																																												
35～39	2.2%																																																												
40～44	5.3%																																																												
45～49	9.8%																																																												
50～54	14.7%																																																												
55～59	15.0%																																																												
60～64	14.4%																																																												
65～69	12.5%																																																												
70～74	10.9%																																																												
75～79	8.8%																																																												
80～	5.6%																																																												

		延長前により、駆け込み需要等で大幅に増加したものの、その反動により 2024 年度の申請件数が減少した。 税制活用の推移 <table><caption>税制活用の推移 (申請件数)</caption><thead><tr><th>年度</th><th>申請件数</th></tr></thead><tbody><tr><td>2008年度</td><td>141</td></tr><tr><td>2009年度</td><td>262</td></tr><tr><td>2010年度</td><td>133</td></tr><tr><td>2011年度</td><td>133</td></tr><tr><td>2012年度</td><td>170</td></tr><tr><td>2013年度</td><td>213</td></tr><tr><td>2014年度</td><td>257</td></tr><tr><td>2015年度</td><td>480</td></tr><tr><td>2016年度</td><td>446</td></tr><tr><td>2017年度</td><td>264</td></tr><tr><td>2018年度</td><td>2,936</td></tr><tr><td>2019年度</td><td>3,451</td></tr><tr><td>2020年度</td><td>2,808</td></tr><tr><td>2021年度</td><td>2,661</td></tr><tr><td>2022年度</td><td>2,690</td></tr><tr><td>2023年度</td><td>5,531</td></tr><tr><td>2024年度</td><td>1,671</td></tr></tbody></table> ※法人版について、2017 年度以前は計画認定件数、2018 年度以降は特例承継計画申請件数をカウント。（2025 年 3 月末時点集計）	年度	申請件数	2008年度	141	2009年度	262	2010年度	133	2011年度	133	2012年度	170	2013年度	213	2014年度	257	2015年度	480	2016年度	446	2017年度	264	2018年度	2,936	2019年度	3,451	2020年度	2,808	2021年度	2,661	2022年度	2,690	2023年度	5,531	2024年度	1,671
年度	申請件数																																					
2008年度	141																																					
2009年度	262																																					
2010年度	133																																					
2011年度	133																																					
2012年度	170																																					
2013年度	213																																					
2014年度	257																																					
2015年度	480																																					
2016年度	446																																					
2017年度	264																																					
2018年度	2,936																																					
2019年度	3,451																																					
2020年度	2,808																																					
2021年度	2,661																																					
2022年度	2,690																																					
2023年度	5,531																																					
2024年度	1,671																																					
有効性	要望の措置の適用見込み	制度の適用を受ける全ての中小企業者が適用対象となりうる。適用見込み約 3,000 件／年（2018 年度実績と同程度の水準で特例承継計画の提出があるものと仮定）																																				
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	制度の適用を受ける中小企業者の準備期間が確保されること等により、制度活用のより一層の促進に繋がる。																																				
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（租特法第 69 条の 4） ・相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例（租特法第 9 条の 7）																																				
	予算上の措置等の要求内容及び金額	事業承継円滑化のための総合的支援策として、下記の予算措置等を講じている。 ・事業承継・M&A 推進事業（令和 6 年度補正予算 中小企業生産性革命推進事業 3,400 億円の内数） ・事業承継総合支援事業（令和 6 年度第補正予算 中小企業活性化・事業承継総合支援事業 61 億円の内数、令和 7 年度当初予算 144 億円の内数）																																				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	事業承継円滑化のための総合的支援策として、上記の予算措置等を講じている。このような総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・会社形態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継全般の支援が可能となる。																																				

		要望の措置 の 妥 当 性	制度の期限まで手続や後継者育成が終わらず、事業承継の具体的な検討が遅れている経営者の状況を踏まえ、引き続き、円滑かつ早期の事業承継を実現させる必要がある。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	<平成 30 年度> 特例承継計画の申請件数：2,936 件 <令和元年度> 特例承継計画の申請件数：3,451 件 <令和 2 年度> 特例承継計画の申請件数：2,808 件 <令和 3 年度> 特例承継計画の申請件数：2,661 件 <令和 4 年度> 特例承継計画の申請件数：2,690 件 <令和 5 年度> 特例承継計画の申請件数：5,531 件 <令和 6 年度> 特例承継計画の申請件数：1,671 件 ※令和 7 年 3 月末時点	
	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	—	
	租税特別措 置の適用に よる 効 果 (手段として の有効性)	中小企業の後継者が先代の経営者から当該中小企業の株式等の贈与・相続等を受けた場合に、一定の要件を満たしたときは、その株式等に係る贈与税・相続税が猶予及び免除されるため、後継者の税負担の軽減が図られ、事業承継に寄与する。	
	前回要望時 の達成目標	相続税・贈与税の負担が障害となり円滑な事業承継に取り組めていない中小企業・小規模事業者の経営者について、税負担を軽減することにより円滑かつ早期の事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた地域経済の活性化や雇用の維持を図る。	
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—	
これまでの 要 望 経 緯		平成 14 年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課 税価格の軽減措置の創設 平成 15 年度改正	

	取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の要件緩和、相続時精算課税制度への適用 平成 16 年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の対象価額上限の引き上げ 平成 18 年度改正 物納手続の改善 平成 19 年度改正 種類株式の評価の明確化、特定同族株式に係る相続時精算課税の特例の創設 平成 20 年度改正 平成 21 年度改正において「取引相場のない株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」を創設することを決定（税制改正大綱） 平成 21 年度改正 平成 20 年度税制改正大綱を受け、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度 の創設 平成 22 年度改正 相続税・贈与税の納税猶予制度について、特別外国子会社に係る認定要件の明確化、納税猶予税額の計算方法の見直し等 平成 23 年度改正 相続税・贈与税の納税猶予制度について、風俗営業会社等に係る特別子会社の要件の見直し等 平成 25 年度改正 親族外承継の対象化、雇用の 5 年継続要件の見直し、贈与時の役員退任要件を代表者退 任要件に変更等 平成 27 年度改正 猶予継続贈与による免除規定の設置 平成 29 年度改正 雇用要件の見直し、災害特例の創設、相続時精算課税との併用、切替確認時の中小企業要件の見直し等 平成 30 年度改正 猶予割合・猶予対象株式数の見直し、対象者の拡充、雇用要件の弾力化、経営環境変化があった場合の免除制度、相続時精算課税制度との併用者の拡充 令和元年度改正 贈与税の納税猶予における年齢要件の引下げ、資産管理型会社への該当要件の一部緩和、一定の場合における贈与税の納税湯世の免除届出の添付書類の不要、個人版事業承継税制の創設 令和 2 年度改正 常時使用する従業員の定義の見直し 令和 3 年度改正 後継者の役員要件の見直し、個人版事業承継税制において対象となる特定事業用資産の見直し 令和 4 年度改正 法人版事業承継税制の特例承継計画の確認申請（提出）の期限を 1 年延長 令和 6 年度改正
--	--

	法人版事業承継税制の特例承継計画及び個人版事業承継税制の 個人事業承継計画の確認申請（提出）の期限を2年延長 令和7年度改正 法人版事業承継税制の特例措置において役員就任要件の見直し、 個人版事業承継税制の事業従事要件の見直し
--	---